## 弁護士による法律相談について

学生のみならず一般社会においても近年、個人が刑事責任・民事責任を追及される事案が多く発生しています。

### 事案例

- アルバイト先で残業代を払ってもらえない、学業に支障が出るシフトを組まれる、辞めさせてもらえない等アルバイトにまつわるトラブル（ブラックバイト）。
- 内定書を出すから就職活動を終了するよう強要された・内定後に一方的に内定を取り消された等、就職活動に伴うトラブル
- 交通事故等のトラブルに遭い法外な示談金を請求された（示談金詐欺）、集合住宅での近隣の方とのトラブルやソーシャルネットワークのトラブル、その他、多くの問題が発生しています。一人で悩まず、まずは和歌山キャンパス学生センターに相談しましょう。友人がいつもと様子が違うと感じたら、勇気をもって声をかけ、和歌山キャンパス学生センターに相談に行くよう促してください。
  また、大学には相談しにくいし、警察に相談するのか適切な判断がわからない･･･そんな悩みの場合は、法律専門家である弁護士（守秘義務あり）が相談に応じる窓口があります。

上記のような問題には、初期対応が大切です。
未然にトラブルを防ぎ、学業に専念し充実した学生生活を送りましょう。

## 一人で悩まず早めに相談しましょう。

**大学に相談できない時は、弁護士による法律相談を利用しよう!**

1. 紀の川市弁護士相談　☎(0736)77-2511
2. 和歌山弁護士会　法律相談センター　☎(073)422-5005
3. 弁護士ドットコム

相談の投稿・回答の閲覧・弁護士の検索については無料　https://corporate.bengo4.com/service/


和歌山キャンパス学生センター　教務・学生担当

相談窓口　平日／9:00～17:00　土曜日／9:00～13:00
電話番号　電話番号代表 (0736)77-3888
代表メール　bost-kym@waka.kindai.ac.jp


# マナー&防犯ガイドブック

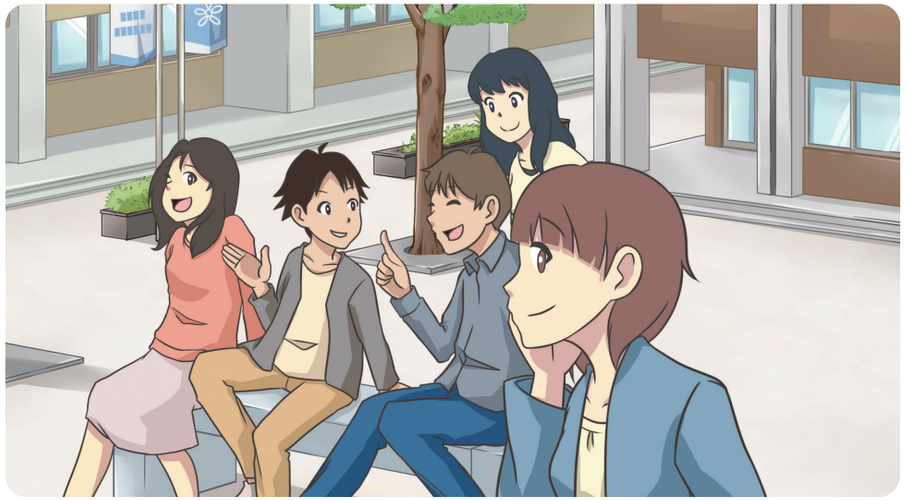


### マナー編

生活のマナー …… 1
授業中のマナー …… 3
喫煙・飲酒のマナー …… 5
通学路でのマナー …… 7
集合住宅でのマナー …… 9
自転車・単車のマナー …… 11

### 防犯編

自転車・単車の盗難 …… 12
薬物問題 …… 13
女性を狙った犯罪 …… 15
悪質な勧誘（カルト・マルチ商法） …… 17
学生ローン …… 19
クーリング・オフ …… 21
ソーシャルメディア（SNS）の利用 …… 23
契約バイト …… 25
アルバイト …… 27
交通事故 …… 29



近畿大学
KINDAI UNIVERSITY

基本マナー①

# 生活のマナー

## 大学生としての自覚が求められています!

大学生ともなれば、周囲から一人前の大人として扱われます。
地域社会の一員としての自覚を持ち、社会的に非難される行為を慎み
学内・学外を問わず責任のある行動を心掛けましょう。

## 1 周囲に配慮した行動が求められます。

通学などは周囲の迷惑となる行為を慎み、社会のマナーを守ることが求められます。例えば、公共交通機関での携帯電話の使用を控えることなどです。また、大声で騒ぐ、大音量で音楽プレーヤーを聴くなどの騒音にも配慮が必要です。一人暮らしでは、近隣に迷惑がかからないよう部屋で騒ぐ、テレビやステレオから大音量を出すといった騒音、ゴミ出しの決まりの遵守、水回りのトラブルなど、近隣に迷惑がかからないよう十分注意してください。

## 2 ハラスメント防止に取り組みましょう。

本学では「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定し、厳しい態度でハラスメントに対応します。ハラスメントとは本人が意図する、しないにかかわらず相手に身体的・精神的苦痛や負担もしくは極度のダメージを与えることで、下記の他モラル・ハラスメントやアルコール・ハラスメントなどが挙げられます。本学では各学部に防止委員会と相談窓口を設け、本学に学び、活動する人が平等で安全な環境を保持できるよう努めています。被害を受けたら「嫌だ」という意思表示をし、記録を残し、学部のハラスメント防止相談員または和歌山キャンパス学生センターに相談しましょう。詳しくは、近畿大学ホームページ「ハラスメント全学対策委員会」を参照ください。

**パワー・ハラスメント**

影響力を行使して人格と尊厳を侵害したり、相手の意に反してその労力を搾取したり心身にダメージを与えることです。

**サイバー・ハラスメント**

ネットの掲示板、電子メールなどを利用したインターネットにおけるハラスメントです。

**セクシャル・ハラスメント**

相手が不快に思い、尊厳が傷つけられたと感じる性的言動や、性差に基づく差別や屈辱あるいは不利益を与えるなどの行為です。

**アカデミック・ハラスメント**

研究活動や教育指導の際に、暴力的発言や行為などで極度のダメージを与え、学習・研究活動を困難にすることです。

## 3 ネット上のトラブルが増えています!

インターネットの普及に伴い、トラブルも急増しています。SNSなどで人を誹謗中傷してはいけません。モラルに反する情報発信も慎んでください。ネットカフェやUSBメモリーを使用するときは、個人情報の取り扱いに十分注意しましょう。本学では「ソーシャルメディアの利用のためのガイドライン」を定めています。近畿大学ホームページで確認してください。

ここがポイント

### 個人情報の漏えいを防ぎましょう!

ネットカフェの利用時は、他人の個人情報やID・パスワードなど自らの情報の取り扱いには十分に気をつけ、ネットの閲覧履歴が残らないよう消去しましょう。
また、初対面の人やアンケートなど個人情報を伝えたり書いたりしないように注意しましょう

基本マナー②

# 授業中のマナー

## 学業に取り組むのが学生の本分です!

授業中の私語は、勉強している人の妨げになります。
大学は「自ら学ぶ」場所です。
他の受講生の迷惑にならないように受講しましょう。

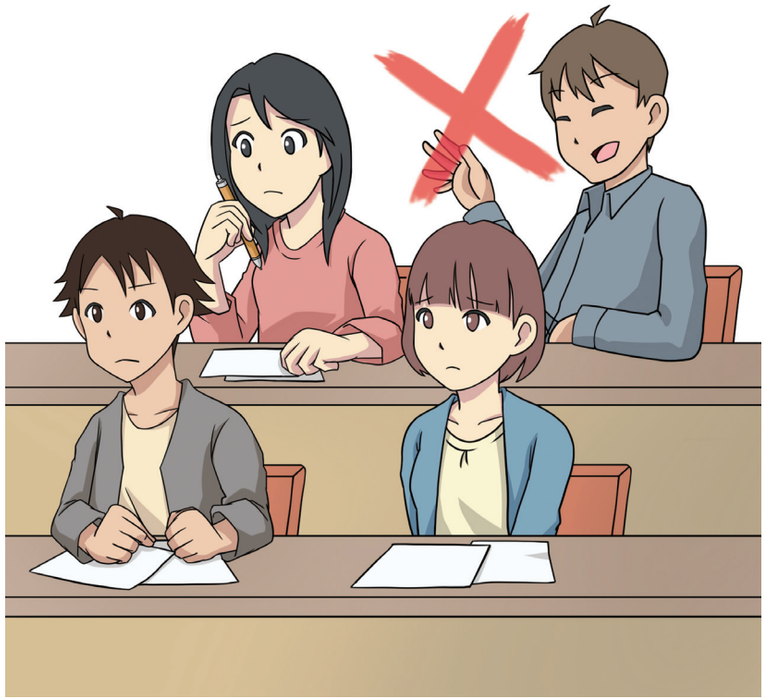



## 1 目的をもって学ぶ意識をもちましょう。

授業中に秩序を乱し、学生としての本分に反した行為をしたり、指導教員の指示に従わない場合は、停学などの処分となることがありますので十分注意してください。また、著しく受講態度が悪い学生は受講を停止される場合があります。授業中は私語を慎み、静粛かつ真剣に受講してください。
授業を受けるマナーとして帽子・マフラーやコートなどは取りましょう。(特別な事情のある場合はこの限りではありません。)

## 2 電子機器の使用などは禁止されています。

授業中は次のことが禁止されています。まず、携帯電話やスマートフォンなど許可されていない電子機器(音楽プレーヤー・ゲーム機など)の使用は認めていません。また、飲食は禁止します。
トイレは授業前にすませ、授業の途中で入退出・離席をしないよう注意してください。同時に、授業中に無断で退出することは禁止しています。これらを守らない勝手な行動は、周りの学生に多大な迷惑がかかります。くれぐれも気をつけましょう。

## 3 快適な環境づくりを心がけましょう!

みんなが快適に学業に励めるよう、教室を使うときは次のことに気をつけましょう。まず、教室内のごみはゴミ箱に捨て、常に清潔にするよう心がけてください。休憩時間に教室を利用し飲食をした際のごみは、所定の場所に必ず捨てましょう。また、机・椅子が可動式の教室は、移動したら元の状態に戻してください。授業終了後は、不要な照明や冷暖房のスイッチを切って省エネに協力してください。
なお、貴重品は必ず自分で管理し、席を離れるときは携帯してください。携帯電話やスマートフォン等の充電などのためにコンセントを私的利用することは禁止しております。

ここがポイント

### やむなく遅れる時は届け出ましょう!

授業には遅刻をしないよう気をつけましょう。電車の遅延などでやむなく遅れる場合は、必ず遅延証明を持って担当教員へその旨を報告の上、出席してください。

基本マナー③

# 喫煙・飲酒のマナー

## 健康に悪影響をもたらす恐れがあることを認識しましょう!

**20歳未満の喫煙・飲酒は法律で禁じられており**
**本学では懲戒処分の対象となります。**
成人でも喫煙や過度な飲酒は健康を損なう恐れがあります。
また受動喫煙、アルコール・ハラスメントなどによる他人への健康被害も
大きな問題になっていることを知っておきましょう。

### 1 喫煙のマナー違反は社会的に非難されます。

健康増進法の改正に伴い、2019年7月1日より、大学は第一種施設となり特定屋外喫煙場所(喫煙指定区域)の一部を除いて、敷地内禁煙となりました。「望まない受動喫煙」をなくす、受動喫煙による影響が大きい子ども、患者等に特に配慮した対応が必要となります。条例によって路上喫煙が禁止されている区域も増えており、マナーを守らない喫煙者に対する社会的非難も高まっています。喫煙場所を必ず守り、歩きタバコやポイ捨ては絶対にやめましょう。
なお、喫煙指定区域以外での喫煙は、法律により罰せられる場合があります。(30万円以下の過料)

### 2 飲酒運転は犯罪です。

道路交通法第65条第1項では「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」
第2項「何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。」第3項「何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。」とされています。
何人とは、運転免許を受けている人にかかわらず、全ての人が対象となります。また、車両等とは、自動車はもちろん、軽車両等(自転車等)も含みます。
飲酒運転は法律で禁止されていますので、違反は厳しい取締りの対象となります。
参考文献:警視庁ホームページ

### 3 医療機関で禁煙治療が受けられます。

タバコが健康を損なう恐れがあることは広く知られています。喫煙者はタバコの吸いすぎに注意しましょう。ニコチン依存症を改善するにはニコチン含有パッチを使うなどの治療法があります。医師の処方箋が必要なので、保健管理室に相談してください。心理的依存状態により急に吸いたくなったら、禁煙マラソンといった禁煙プログラムの利用、周囲への禁煙宣言も試してみましょう。氷水や熱いお茶で口を刺激する、歯磨きするなどといった気を紛らわせる手段もあります。詳しくは、近畿大学ホームページ「近畿大学メディカルサポートセンター」の「タバコと健康について」を参照ください。

### 4 イッキ飲みや大量の飲酒には大きな危険が伴います!

飲酒はその量により大きく健康を損ないます。イッキ飲みによる急性アルコール中毒では死亡例もあります。イッキ飲みをしない、させない、許さないを肝に銘じてください。他人の命や安全を脅かす飲酒運転(自転車も含む)、飲酒の強要、いわゆるアルコール・ハラスメント(アルハラ)は絶対にやめましょう。また、過度な飲酒が慢性化すると、肝硬変や肝がんをはじめ重篤な疾患や精神病などの原因になりかねません。飲酒癖が生活習慣病に深く関与していることは常識として心得ておきたいものです。ちなみに日本酒1合/ビール大瓶1本/ウイスキーダブル1杯は、約23gのアルコールに匹敵します。いずれかを飲酒するとおよそ30分で血中アルコール濃度が約0.05%に達し、これを超えると足元がふらついたり吐き気が起きたりするので注意してください。短時間に大量のお酒を飲むと血液中のアルコール濃度が急速に高まり急性アルコール中毒にかかる危険性が高まります。急ピッチで飲みつづける行為は危険がある認識をもちましょう。

ここがポイント

#### こんなときは速やかに救急車を呼びましょう!!

- 大いびきをかいて、ギュっとつねっても、反応がない。
- 叩いて呼び掛けても、まったく反応がない。
- 体温が下がり全身が冷たくなっている。
- 倒れて、口から泡を吹いている。
- 呼吸が異常に早くて浅い。時々しか息をしていない。

急性アルコール中毒によって死に至る場合もあります。飲酒者の年齢を問わず命を優先した判断をしましょう。
参考文献:イッキ飲み防止連絡協議会

ここがポイント

#### 突然の病気やケガで困ったら

**和歌山県救急医療情報センター　(073)426-1199**
電話で「和歌山県救急医療情報センター」に相談する
〈24時間365日対応〉
病院に行った方がいい?救急車をよんだ方がいい?困ったときは、まず確認。

基本マナー④

# 通学路でのマナー

## 公道での身勝手なふるまいは迷惑です!

大声で騒いだり、横並びになって歩いたり。
あらゆる公道でのマナーを無視したふるまいは、周囲から見て恥ずかしいものです。
自分の行いを振りかえってみましょう。

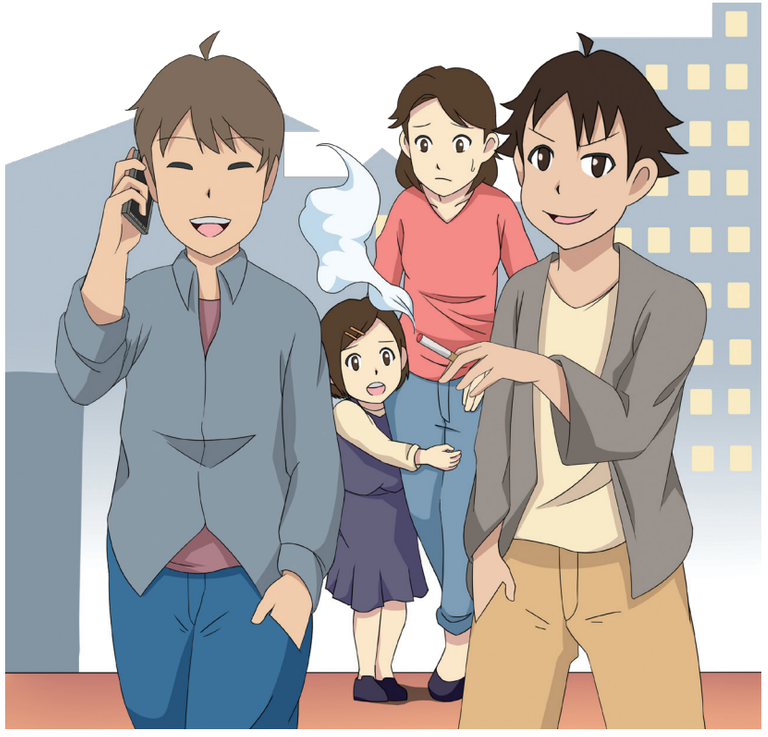

### 1 通学路は一般の人も利用する公道です。

駅周辺をはじめとする通学路は、公道です。多くの学生が通行することで、近隣住民の方々にご迷惑をおかけしています。一般の方の通行の妨げにならないよう、右側を歩くよう注意してください。また、自動車・自転車で通学する場合は、歩行者に十分気をつけてください。近畿大学生としての自覚を持ち、社会のマナー・ルールをしっかりと守りましょう。
通学時には次の点に注意してください。自動車・単車・自転車などの通行の妨げになるので、複数人横並びで歩かないこと、歩きタバコ・吸殻やゴミのポイ捨ては絶対にしないでください。音楽を聴きながら、あるいは携帯電話やスマートフォンを操作しながら歩くのは危険です。また、大声で話すなどして騒がないでください。

### 2 駅やバス停での迷惑行為は危険です!

駅ホームの混雑時は特に危険です。迷惑行為は事故につながる恐れもありますので、白線内で待つ、順番を守るなど駅構内のマナーをしっかり守りましょう。バスを待つ際には、車道や私有地にはみ出ないよう、きちんと並びましょう。

### 3 車内では多くの人が見ています!

公道はもちろん、電車やバスの車中での行為にも注意してください。携帯電話やスマートフォンで話したり、音楽プレーヤーを大音量で聴いたり、友達同士で大声で話したりすることは周囲の方々にとって大変迷惑です。混雑時、背中のリュックは身体の前で持つか手に持ちましょう。また、足を広げて座るなど座席を一人占めしないよう気をつけ、お年寄りや身体の不自由な方、妊娠されている方などには席を譲りましょう。

**ここがポイント**

### 自分の行動に責任を持ちましょう!

迷惑行為や法律、条例・規則に違反する行為は、大学の品位と信頼を傷つけ、周囲の学生にも迷惑が及びます。

基本マナー⑤

# 集合住宅でのマナー

# 暮らしのマナーを守って快適に暮らしましょう

アパートやマンションなどの集合住宅で初めての一人暮らし、
ルールを守らないと隣人トラブルに!!
隣人も自分も快適な暮らしをするためにもマナーを守りましょう。

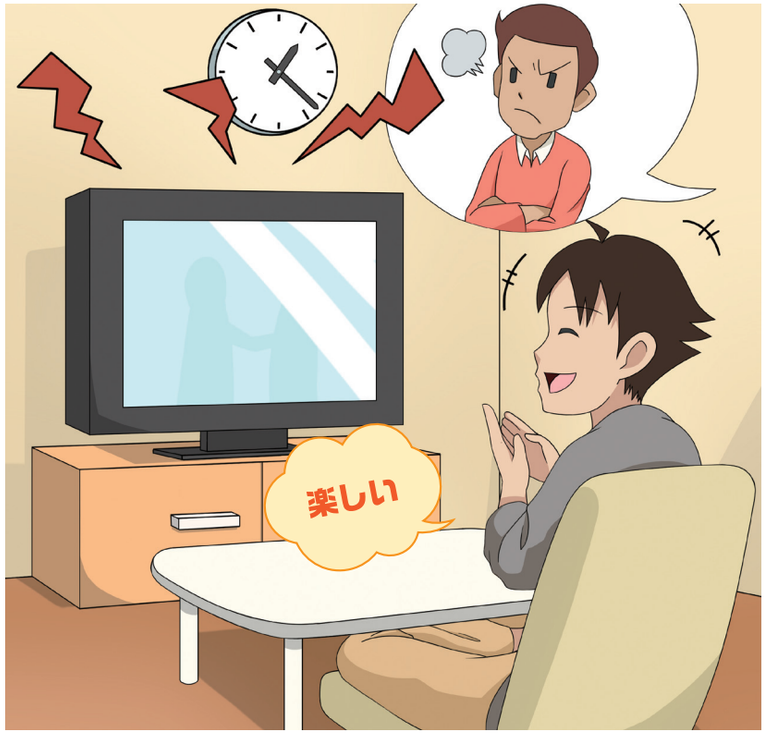


## 1 共用スペースのマナーは数多くあります。

集合住宅には共用スペースがあり、それぞれの場で守るべきマナーがあります。

### 自転車置き場

自転車置き場は**許可された入居者以外は使用できない**アパートやマンションがほとんどです。来訪者専用駐輪場がない場合は友達の一時駐輪もルール違反です。

### 共用スペースの私物化

廊下や階段は共用スペースです。たとえ部屋の前であっても私物を置くのはルール違反。ベランダや廊下等は基本的に共用スペースです。火事や地震などの災害時の避難経路になりますので、隣て板の前には移動不可な荷物を置くのはルール違反（消防法でも禁止されています。火事や地震などの災害時、避難の妨げになり命にもかかわる問題です）。

## 2 決められたゴミだしマナーを守りましょう。

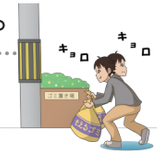

ゴミの出し方は市町村ごとに違います。ゴミ袋も指定の物があったり、色の指定がある場合があります。管理人さんや管理会社へ確認し、指定された日時・場所・方法を守り正しいゴミ出しを! ごみの捨て方には厳しい規則があります。

### 場所

決められた収集場所

### 日時

ゴミの種類ごとに定められた曜日、時間

### 分別

可燃ごみ・不燃ごみ・その他・粗大ゴミなど

## 3 音のマナー違反はトラブルを招きます。

実家にいるときと同じ感覚でいると・・・隣人の騒音となってしまいます!!

### 友人の訪問

友達などが遊びに来たとき、楽しくてついついお喋りの声が大きくなる、深夜まで騒いでしまうのはルール違反。隣人には立派な騒音です（廊下・階段・エントランスでの会話もよく響きます）。

### 掃除・洗濯

夜遅くに掃除機をかけたり洗濯機を回すのはルール違反。静かな時間帯は排水の音や脱水の振動が隣接した部屋に響きます。お風呂・シャワー等の水回りの騒音も迷惑行為です。

### 騒音

早朝に鳴りっぱなしの目覚まし時計やオーディオ機器をフローリングに直置きはルール違反。厚手の絨毯や防音カーペット等の上に置きましょう。直置きは周りの部屋へ振動が響きます。早朝・深夜の音楽はあなたには心地よくても隣人には大迷惑。ヘッドホンやイヤホンを使用しましょう。深夜に電話が多い人も、音量を下げましょう。

### ここがポイント　わからないことは管理人さんに相談を!

自転車置き場をはじめ、住まいでわからないこと、困ったことは管理人さんや管理会社に確認し、他の入居者や近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

基本マナー⑥

# 自転車・単車のマナー

## ルール違反が命を脅かす事態を招きます!

和歌山県では、平成31年4月1日から
「和歌山県自転車の安全利用の促進に
関する条例」が施行され
自転車損害賠償保険等への加入
努力義務化されました。

### 1 放置や不法駐輪が大変な迷惑になります。

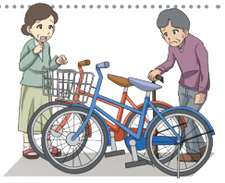

近隣住民に迷惑となりますので、自転車・単車の放置、不法駐輪は絶対にしないでください。必ず所定の場所に駐輪しましょう。二人乗りは危険なうえ、法令でも禁止されている行為です。絶対にやめてください。また、並走もしないでください。大学構内で駐輪場以外に止めている自転車は随時撤去をします。

### 2 深刻な自転車事故が増加しています!

自転車は左側通行です。運転に際しては歩行者優先の意識を持ち、交差点では一旦停止して左右を確認してから渡りましょう。無謀な運転や交差点などでの飛び出しはやめてください。片手にドリンク・スマートフォンや音楽プレーヤーを使いながらの運転も大変危険であり、法令でも制限されています。周囲の音が聞こえなくなり、歩行者や他の自転車、自動車との事故を起こす恐れがあります。加害者になるケースもあり得ます。

※自転車保険に必ず加入してください。

※道路交通法65条第1項には、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と規定しています。
自転車は道路交通法において軽車両に分類され、「車両等」に該当するため、自転車の飲酒運転は違反行為となります。

ここがポイント

### 自転車の無灯火も禁止されています!

夜間に自転車を無灯火で乗る行為は、法律で禁止されています。
夜は必ずライトをつけ、周囲に注意して乗りましょう。

防犯対策①

# 自転車・単車の盗難

## 対策を万全にとり、愛車を守りましょう!

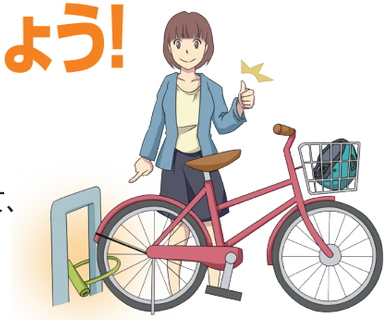

多くの人が被害にあっているトラブル
が自転車の盗難です。
施錠していなければ盗られて当然と心得て、
十分に対策をとり、
大切な愛車を守りたいものです。

### 1 二重ロックと防犯登録が必要です。

自転車の盗難が多発しています。盗難防止のため、鍵は強固なものにするか二重ロックに、単車の場合はチェーン鍵を必ずしましょう。自転車の防犯登録は法律で義務づけられています。また、盗難や事故時に安心の自転車保険もありますので、検討してください。
学内駐車場に駐輪する際も必ず施錠しましょう。

ここがポイント

### 放置自転車に乗るのは犯罪です!

放置自転車に乗る行為は刑法254条遺失物等横領罪(占有離脱物横領罪)などで検挙される場合があります。知人から譲り受けても証明できないと罪に問われることを覚えておきましょう。

防犯対策②

# 薬物問題

# 身近に迫る薬物の危険
# 「NO」と断る意志を!

覚せい剤など法律で禁止されている薬物やシンナーなどの化学物質を
不正な目的や方法で使うことは、たった一度でも「薬物乱用」であり、犯罪です。
買わない・使わない・関わらない「NO!」と断る強い意志がなにより大切です。

**違法ドラッグあの手・この手。あやしいと思ったらすぐに通報。**

あやしいヤクブツ連絡ネット　(03)5542-1865
和歌山県福祉保健部 健康局薬務課　(073)441-2661
和歌山県精神保健福祉センター(こころの相談)　(073)435-5192

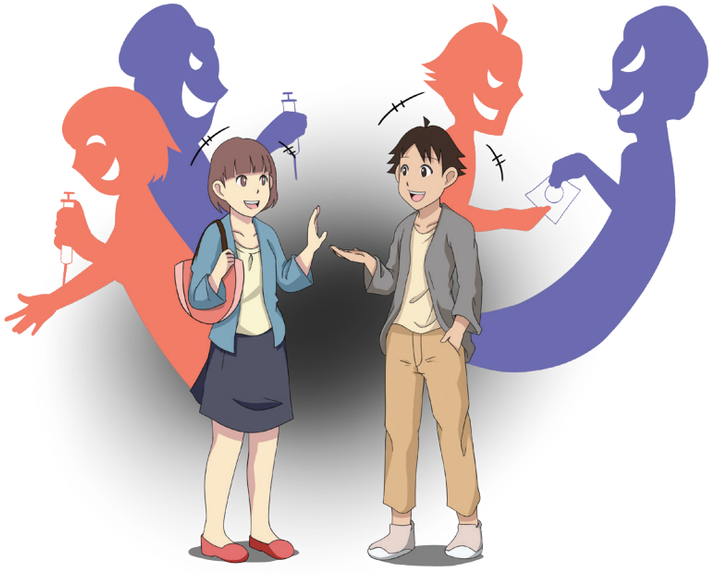

## 1 社会にはさまざまな違法薬物が氾濫しています。

「一度くらい大丈夫」「興味本位で」など軽い気持ちからインターネットで購入し、検挙されたり、依存症に陥り、嘔吐、痙攣などの健康障害や、突然あばれたり異常な行動を起したりします。決して「買わない・使わない・関わらない」ことを念頭において、心身ともに充実した有意義な学生生活を送りましょう。

**覚せい剤**

中枢神経に作用し、薬がきれると強い疲労感、脱力感に襲われます。乱用を続けると幻覚や妄想を伴う薬物精神病になり、大量に摂取すると死に至ることもあります。

**シンナー等有機溶剤**

もうろうとして判断力や記憶力、運動能力が低下します。乱用を続けると幻覚や妄想を伴う薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難で死亡することもあります。

**大麻・マリファナ・危険ドラッグ**

視覚や聴覚など五感が変調するなど異常をきたし、幻覚や妄想が現れたりします。乱用を続けると無気力状態や錯乱を引き起こし、薬物精神病になります。

**MDMA**

深刻な精神毒性があり、視覚や聴覚などの感覚を変化させ、乱用を続けると錯乱状態や心身の障害を引き起こします。急性毒性により死亡することもあります。

## 2 薬物乱用の最大の恐怖は「依存」です!

薬物がきれると精神的・身体的苦痛に襲われ、薬物の摂取量を増やしたり、手段を問わず手に入れようとしたり自分を制御できなくなります。これが依存です。その害は一生続き、乱用をやめても、突然幻覚や妄想が再発する「フラッシュバック現象」を起こすことがあります。脳に作用して精神異常を引き起こし、急性症状による健康被害が報告されています。

## 3 自分の人生を大切にしましょう!

「1度くらい」「すすめられたので」と安易に薬物に手を出せば心身を壊します。それより自分を輝かせる方法はたくさんあります。将来の目標に向かって一生懸命頑張ったり、スポーツや芸術に打ち込んだり。挫折や失敗もあなたを輝かせるエッセンスです。自分を大切にしましょう。

ここがポイント

### 断るテクニックを身につけましょう!

どんなときでも薬物乱用にはきっぱり「NO!」と断りましょう。
薬物をすすめられた場面を想像し、断る方法を日ごろから考えてみましょう。

防犯対策③

# 女性を狙った犯罪

## 女性を狙った犯罪から自分自身を守るために

下校時間帯から夜中にかけての被害、道路上や共同住宅での被害が多く
他人事と思わず、目を向けてください。
「ふりむいて」3つの危険があなたを狙っている。

声かけ・チカン・ひったくり

### 1 外出時は周辺に気を配ることを忘れずに!

遅い時間、暗い道、1人歩きは、できるだけ避け、遠回りでも明るい道、人通りの多い道を選びましょう。携帯電話やスマートフォンを操作しながら、音楽プレイヤーを聞きながら歩くのはやめましょう。道で声を掛けられた時、相手が手を伸ばしても届かない距離を開けて対応しましょう。車内から声を掛けられた時、決して顔や腕などを車内に入れないようにしましょう。いざという時は、大声を出したり、防犯ブザーを鳴らしたり、持っているカバンを振り回したりするなどして、すぐに逃げましょう。

### 2 帰宅時も危険がいっぱい。

オートロックする時も後ろに注意。マンション内の階段・廊下でも時々後ろを振り返って不審者がいないかを確認し、自室の玄関のカギを開ける前にも不審者がいないかを確認しましょう。自室に入ったらすぐにドアを閉め、カギをかけましょう。エレベーター内では、非常ボタンなど押せる位置で、また同乗者に背を向けずに立ちましょう。駅やコンビニからの帰路には特に気をつけましょう。

### 3 自宅内でも気を抜かないように。

女性のひとり暮らしとわからないよう工夫をしましょう。玄関ドア、ベランダ、ガラス戸、窓にはきちんとカギをかけましょう。
訪問者が応対してよい相手であることを確認できるまでは、ドアチェーンやドアのカギは開けないようにしましょう。

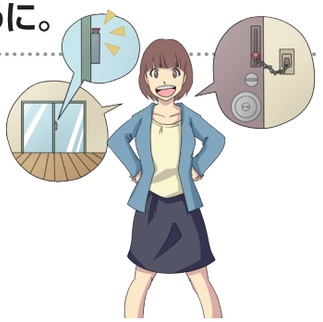

こころがポイント

**被害に遭ったときは、1人で悩まず相談してください。**

緊急のときは、110番を!最寄の警察へ。
(和歌山県警察 警察相談課 性犯罪に関する相談)
(073)423-1150

防犯対策④

# 悪質な勧誘

## マルチ商法や入会勧誘 心のすきが狙われます!

ありえない儲け話や正体不明の団体のしつこい誘い。
「楽に儲かりそう」「初めての下宿生活で寂しい」
そんな心のすきにつけこむ手口があります。十分に警戒しましょう。

### 1 「儲け口がある」と誘われたら要注意です。

「商品を売る会員を紹介したら、いくら儲かる」と誘われたら、マルチ商法だと思ってください。マルチ商法とは、ひきずりこまれた人がまた人をひきずりこむ人狩り商法で、学生が最大のターゲットになっています。例えばA君の場合、友人から「うまい儲け口がある」と、ある商品の購入者を勧誘するアルバイトに誘われました。会員を増やすために会社に連れていかれ、商品を受け取り、同時に「販売員」となった契約を交わすことに。会員を増やせば儲かるはずでしたが、そこに落とし穴が・・・!会員は増えず、A君には出資金としてサラ金で用立てた借金だけが残りました。

### 2 親切な態度は誘いの手口のひとつです!

B君の場合は、アルバイト先で「もっとうまい儲け口がある」と誘われ、身なり正しい会社社長を紹介されました。世間話をして、夜は一緒に飲食をしていい思いをしました。後に再び連絡があり、会うと健康器具の販売員になるよう説得されます。サラ金で仕入れ代金を借り半額支払いましたが、不安になり「やっぱりやめたい」と切り出したとたんに「いい思いをしておいてなんだ。親や大学にばらすぞ!金は返すが、違約金は契約金の2倍だ」とすごまれ、泣く泣く残金を支払うことに。その後B君はサラ金に追われ、大学をやめざるをえない状態まで追い込まれました。

### 3 カルト集団の勧誘に注意!

宗教団体であることを明かさないままカルト集団へ勧誘する行為が全国の大学キャンパスや街頭などで行われています。ボランティアや食事・パーティーに誘われたり、アンケート調査を装い氏名・住所・電話番号などを記入させたりするのが手口です。カルトと疑われるような勧誘活動を見たり気づいたりすることがあれば、すぐに和歌山キャンパス学生センターまたは守衛室までお知らせください。毎年春に正体を隠して接近してくる集団に取り込まれる新入生が後を絶ちません。カルト集団は、本来の目的を隠し、サークル活動・ボランティア活動やセミナーなどを装って学生を勧誘し、悪質な活動に誘導します。カルトに入会するのは簡単ですが、脱会するのは容易ではありません。『自分は大丈夫だ!』と過信する人ほど危ないので注意してください。

ここがポイント

#### カルトの被害にあわないために

- 個人情報をもらさない／初めてあった人と気軽に携帯電話番号やメールアドレスを交換しないこと。
- 看板に偽りあり／カルト集団は目的を偽って勧誘します。途中から活動内容が変わったら注意してください。
- はっきり「No!」と断る／親切にされると断りにくくなりますが、おかしいなと思ったら勇気を持って「No!」と言いましょう。また、身の危険を感じたら、すぐに逃げることです。
- 友人・家族・和歌山キャンパス学生センターなどに相談する／「だれにも相談してはいけない」と言われたら要注意。マインドコントロールに引っかからないよう、友人・家族・和歌山キャンパス学生センターなどに相談しましょう。

防犯対策⑤

# 学生ローン

## 魔のブラックホールに陥る危険が潜んでいます!

ローンを利用したら利息が雪だるま式に増え、取り立てに追われる毎日・・・。
そんなブラックホールに陥らないよう、借金を簡単に考えるのはやめましょう。

### 1 学生ローンは無担保ですが一般的に高金利です。

学生ローンとは、ひとくちに言えば「学生に対し、小口かつ短時間の信用貸しを目的とする貸金」のことです。多種多様の業者がありますが共通している点として、❶信用貸し(無担保)のため、学生証さえあれば簡単にお金を貸してくれる。❷一般的に高金利である。❸返済が滞ると取立てが厳しい、などがあげられます。

### 2 安易な借金が学生生活を脅かします。

お金を簡単にすぐ借りられるということは便利で魅力的かもしれませんが、返済計画を持たずに、安易に借金をすることになりがちです。高金利のため借金返済ができず、学生生活を崩壊させられるケースも多く、大学では深刻な問題となっています。安易な借金はしないよう心がけましょう。

ここがポイント

### 街頭セールス契約販売に注意しましょう!

借金する事態に陥る一因に、悪質なセールスがあります。キャンパス付近や街頭での路上アンケートには要注意です。海外旅行や就職に関する質問の後で名前・住所・電話番号を書かせ、その名簿をもとに電話で無差別攻撃による契約販売が行われています。振り込め詐欺、架空請求なども含めて気をつけましょう。

防犯対策⑥

# クーリング・オフ

# 契約解除の知識があれば心強く安心です!

訪問販売などの特定の販売方法で取引をした場合、自分の意思があいまいなまま契約してしまうこともあります。
街で声をかけられても気軽に応じない、個人情報を教えない。
そんなときに備えてクーリング・オフの知識を深めましょう。

**被害にあったら**

和歌山県消費生活センター　(073)433-1551
~~岩出市消費生活相談　(0736)62-2141~~
紀の川市商工労働課　~~(0736)79-3919~~
(0736)-79-3901

## 1 クーリング・オフには期間があります。

クーリング・オフとは、契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、無条件に契約解除できる制度です。クーリング・オフをできる契約と期間が法律で定められています。下記のほか住宅建物取引や保険契約なども クーリング・オフできますが、それぞれ販売方法や期間が異なるので確認しましょう。

**販売方法／クーリング・オフ期間**

- 訪問販売／家庭訪問販売・キャッチセールス・催眠商法・アポイントメントセールス　8日
- 電話勧誘／電話によるセールス(資格・内職商法など)　8日
- 特定継続的役務／エステ・家庭教師・語学教室・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス　8日(店舗契約も可)
- 連鎖販売取引／マルチ商法・人狩商法・紹介商法など　20日
- 業務提供誘引販売／内職・モニター商法　20日

岩出市消費生活センター　(0736)-61-6966

## 2 一方的に契約を解除できます!

契約解除の通知は書面または電磁的記録で行います。ハガキは必ずコピーを取って保管を。また簡易書留郵便で発信しましょう。書面を発信した時点で契約は解除となります(発信主義)。解除の理由は必要なく、一方的に解除ができます。クーリング・オフをすると、商品返品などにかかる費用は一切負担することはありません。支払い済みの代金は全額返金されます。

## 3 クーリング・オフできない場合

一度交わした約束事を守るのは常識でしょう。しかしクーリング・オフは、それを一方的に無くすのですから、例外的な態度であると言えます。そしてクーリング・オフが、すべてに適用できるわけではないことも覚えておきましょう。

### ここがポイント クーリング・オフができない事例

- クーリング・オフの適用対象(指定権利・指定消耗品)でない場合
- クーリング・オフの期間を過ぎた場合
- 健康食品や化粧品、洗剤などの消耗品を一部消費した場合
- 購入者が自らセールスマンを呼び寄せた場合や自分から業者に電話をかけさせた場合
- 3千円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合
- 電子商取引(ネット取引)・通信販売で商品を購入した場合(別途、返品特約の制度があります)
- 日本以外の場所で契約を交わした場合
- エステティックサロンの契約期間が1カ月以内、または5万円以内の契約(電話勧誘・訪問販売などを除く)
- 語学・学習塾・パソコン教室などの契約期間が2カ月以内、または5万円以内の契約の場合(電話勧誘・訪問販売などを除く)

※具体的事情により、異なる場合があります。

### ここがポイント 未成年者契約の取り消し

18歳未満の未成年者がする契約には、原則として親などの法定代理人の同意が必要です。同意のない契約は未成年者本人や法定代理人によって取り消すことが可能です。トラブルに巻き込まれたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

防犯対策⑦

# ソーシャルメディアの利用

## 便利で手軽なネットコミュニケーションツールですが使い方を誤るとトラブルに!

便利さの裏側で不適切な書き込みや個人情報の意図しない流布など
トラブルを引き起こし被害者にも、
加害者にもならないために注意して上手に活用しましょう。
何げない投稿がその後の人生を狂わせることもあることは
常に頭の片隅に残しておこう。

### 1 情報の正確性を重視しましょう。

ソーシャルメディアとは、インターネット上で友人や同じ趣味を持った人同士が参加し、コミュニケーションを円滑にするための手段や場を提供するメディアです。手軽に自身のプロフィールや写真、動画などを公開し、加入者間で情報を共有できます。しかし、それらが正しい情報である保証はありません。利用者は、取り扱う情報には責任を持ち、間違った内容、虚偽の情報を広めないように注意してください。刑事事件や損害賠償請求に発展するケースがあります。

### 2 お互いの人権を尊重しましょう。

人は様々な意見や考え方を持っており、それらはお互いに尊重されなければなりません。しかし、ソーシャルメディアにおいて個人的な考えの押しつけや軽率な発言により他者を傷つける場合があります。利用者はお互いの人権を尊重しましょう。

### 3 個人情報の保護には細心の注意をしましょう。

ソーシャルメディアは文章、写真、動画など、位置情報などを発信する機能があります。しかし利用方法を誤ると、守られるべき個人情報は簡単に流出し、取り返しのつかない事態へ発展する危険があります。個人名や所属に関する情報、他人の写真や動画などの掲載は特に注意してください。

### 4 情報漏洩には十分注意をしましょう。

大学の研究活動において、研究のアイデアや研究成果は大変重要なものです。正式に学会や論文で発表する前にこれらをSNS等で一般に公開すると、研究に支障をきたすだけでなく、特許申請や論文発表ができなくなることがあります。実験ノートや研究にかかわるディスカッションの内容、写真や図表などは決して第3者が閲覧できるSNS等に投稿しないようにしましょう。

ここがポイント

### 情報の発信には利用者の責任を考えましょう。

ソーシャルメディアは世界中で利用されており、一度発信された情報は完全に削除することはできません。内容によっては利用者だけでなく、友人や家族にも被害を及ぼし、社会的な信用も失うことに発展する場合があります。情報を発信する際は、その影響についてよく考えるようにしましょう。

### ソーシャルメディアは「公の場所」です

X(Twitter)・インスタグラム・フェイスブックなどは誰が見ているかわかりません。友達と内緒話をするようなネタはNGです。全世界に向けて発信していることを意識しましょう。

### ネット上に投稿してはいけないこと

**悪口**
- いじめや差別にあたること
- 人を傷つけるようなこと
- 特定の商品などを根拠もなく批判すること

**個人情報に関すること**
- 許可を取っていない人の写真(意図せず写っている人にも注意)
- 氏名、生年月日、住所、学校名、電話番号、クレジットカード番号、学生証や免許証などを載せる

**犯罪などの告白**
- 犯罪行為の告白
- 常識としてやってはいけない、人を不快にさせるような行為の告白

**守秘義務違反になるようなこと**
- アルバイト先に関係することで、投稿の許可を得ていないこと
- 家族が勤務する会社や仕事に関すること

防犯対策⑧

# 契約バイト

## 携帯電話やスマートフォンなどを販売店からだまし取る行為は犯罪です!

「契約バイト」とは自分が使用しない携帯電話やスマートフォンなどを契約し、販売店からだまし取り、アルバイト料をもらう行為です。
このような行為は犯罪となり、名義貸しなどで検挙数が多くなっていますので絶対に関わってはなりません。

### 1 転売目的の契約バイトは犯罪に加担する行為です。

近年、インターネット上の掲示板などに、「携帯を契約するバイトです」「簡単に稼げます」「即日現金を渡します」「契約した携帯電話やスマートフォンは当方で転売します」といった勧誘が見られます。しかし、その誘いに乗って使うわけでも、購入代金・利用料金を払うつもりもなく携帯電話やスマートフォンなどを契約し、だまし取り、アルバイト斡旋業と称する者に渡して対価を得る行為は、携帯電話販売店に対する詐欺罪にあたります。転売目的で契約した携帯電話の諸費用などの支払い義務がなくなるわけではありません。安易な気持ちで犯罪に加担しないようにしましょう。

### 2 白ロム購入に関する犯罪事例もあります。

白ロムとは、契約情報が記録されていない携帯端末のことです。契約情報が記録された「SIMカード」が装着されていない、あるいはロックが解除されたものなどです。悪いことと知っていて、携帯電話やスマートフォンを契約、機種変更を繰り返して端末を複数台入手し、購入代金を払わず、アルバイト斡旋業と称する者に転売するといった、白ロムの購入バイトも犯罪になります。

### 3 携帯電話やスマートフォンの名義変更・譲渡は携帯電話会社に連絡を。

携帯電話やスマートフォンが不正に利用されるのを防ぐため、また犯罪に巻き込まれないため、インターネットの掲示板や闇サイトでの誘いや書き込み、広告に応じてはいけません。また、名義を変更する場合、あるいは契約済みの携帯電話やSIMカードを譲渡する場合は、携帯電話会社での所定の手続が必要です。契約に関する不明点は、携帯電話会社に確認しましょう。

### 携帯電話やスマートフォンの譲渡はやめましょう。

現在、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（携帯電話不正利用防止法）が施行されています。自分名義の携帯電話などやSIMカードでも、携帯電話会社に無断かつ有償で譲渡を繰り返すと、同法に違反する可能性があります。携帯電話などの譲渡には注意しましょう。インターネットの掲示板や闇サイトでの「他人名義の携帯電話・SIMカード売ります。高価で買い取ります。」などの書き込みや広告には応じないようにしましょう。

防犯対策⑨

# アルバイト

# トラブルに巻き込まれる恐れもあります!

アルバイトで社会の一端にふれるのは有意義なことですが
その反面、学業がおろそかになったり、トラブルに遭ったりすることがあります。
アルバイトを始める前によく考えましょう。

~~和歌山県労働相談窓口~~　(073)436-0735
和歌山労働局監督課　(073)488-1150

和歌山県労働情報センター

## 1 不必要なアルバイトは避けるべきです。

アルバイトは、本来学生生活の経済面を一部充足するための手段です。学業の余暇に行うことを前提として、できるだけ不必要なアルバイトは避け、自分の生活設計の中で有意義なものになるよう心がけてください。アルバイトに追われ留年・退学と、学業の目標を狂わせる場合もしばしばあります。

## 2 高賃金のアルバイトは要注意です!

破格の高賃金のアルバイトには思わぬ落とし穴があります。高賃金のうたい文句にだまされ賃金未払いとなったケース、またアルバイトを装った特殊詐欺にだまされるケースです。また、「高額を稼げる」と繁華街の誘いや客引きバイトなど軽い気持ちで決して、応じないでください。トラブルに巻き込まれないよう十分に注意しましょう。

※キャッチ(客引き行為)、スカウト(勧誘行為)等のアルバイトは要注意!!

「客引き行為禁止区域(大阪市内等)」では客引き行為等は条例により禁止されております。また、違反を繰り返すと5万円以下の過料に処せられるほか、大阪市のHPにて氏名等が公表されることがありますので、関わらないように気をつけてください。

※特殊詐欺とは、電話やメールを使って、対面することなく被害者をだまし、お金をだまし取る犯罪で、簡単に稼げると考え「受け子(受取役)」や「出し子(出金役)」にされ、検挙される学生が増えています(10年以下の懲役)

## 3 危険や重大な責任を伴う業務は適しません。

大学では身体の安全、学業への影響、責任問題などを含めた観点から次のような業務は紹介していません。❶運転免許(単車・自動車など)の必要な業務。❷危険な業務(工場現場、機械操作、高所での作業、高熱・冷温室での作業、塵埃・有毒ガス・騒音などによる健康管理上有害な環境での作業、危険な薬品を扱うもの、交通の頻繁な路上での作業、人体実験、警備保障など)。❸住み込みもしくは、労働時間が深夜から早朝までの時間帯にかかる業務。❹主に金銭を扱う業務。❺選挙の応援に関する業務。❻外交販売・勧誘などの能力給に属する業務。❼飲酒を主とする場所での接客業務(バー、居酒屋、ビヤガーデンや風俗営業法に基づく現場作業など)。❽人命に係わることが予想される業務(医療関係(事務職は除く)、水泳指導員、トレーニングインストラクター、プールの監視員、ベビーシッター、ホームヘルパーなど)。❾ギャンブル場(競馬・競輪場など)での業務。❿住民票の転記など、個人のプライバシーに関与する業務。⓫アルバイト学生だけの職場になる業務。⓬遠隔地からの求人。⓭仲介斡旋であることが明白な求人。⓮無許可の場所または内容に問題のあるチラシ配り・ポスター貼りなどその他、教育的に好ましくないものや、本学学生のアルバイトとしてふさわしくないと判断する業務。

ここがポイント

## 事前に確認し、トラブルを防ぎましょう!

残業代の不払いや過重労働を強いる作業など問題のあるアルバイト(ブラックバイト)は決して少なくなく、アルバイトを始める際は仕事内容や就労時間・場所、休日などの諸条件、賃金(金額、支払日、支払方法)など、雇用条件を事前に確認しましょう。困ったことがあれば、和歌山労働局へ相談を。(073)488-1020

防犯対策⑩

# 交通事故

## 交通事故は人生を一瞬で破壊します!

だれもが加害者にも被害者にもなりえる交通事故。
肉体的・精神的、また経済的なダメージも場合によっては甚大です。
学生は単車・自動車を利用せず、どんどん歩きましょう。

## 1 法律を守り安全運転に努めましょう!

通学以外でも私用での単車・自動車の利用は特段の事情がない限り自粛しましょう。利用する場合は飲酒運転をしない、制限速度を守るといった法律の遵守はもちろんのこと、注意を怠らず安全運転に努めましょう。
危険運転、飲酒運転は絶対にやめましょう。

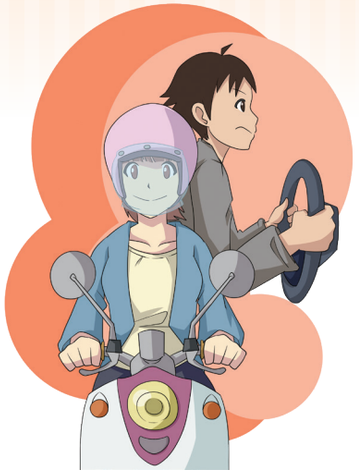

○交通事故相談
和歌山県交通安全協会　(073)473-1710
和歌山県庁 県民生活課 交通事故相談
(073)441-2359
和歌山県警察 相談課　(073)432-0110

ここがポイント

### 保険について覚えておきましょう!

近畿大学学園学生健保共済会では、保険医療機関(病院・医院・診療所)で保険証を使用して受診した際に窓口で支払う自己負担額を、後日、決められた申請手続により給付(振込)します。ただし、本学の許可を受けていない通学途中の自動車・単車事故については、給付の対象になりません。なお、申請方法や締切日などについては、下記の近畿大学学園学生健保共済会担当窓口かホームページで確認してください。
(https://kindai-wellness.jp/)
近畿大学では、教育研究活動中、通学中等に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体に傷害を被った場合に支払われる傷害保険、他人に怪我をさせたり財物を破損したことにより被る法律上の損害賠償を補償する賠償責任保険に学生全員が加入し、学生生活をサポートしております。
詳細については以下担当窓口か近畿大学ホームページでご確認ください。

○担当窓口
和歌山キャンパス学生センター／教務・学生担当
電話番号代表(0736)77-3888